

報酬改定等に伴う関係業務留意点について

長野県国民健康保険団体連合会

介護保険課

【目次】

1. 介護報酬改定の施行時期について	1
2. 介護予防支援費（Ⅱ）の新設について	2
3. 居宅介護支援費（Ⅱ）の見直しについて	3
4. ケアプランデータ連携システムの周知について	5
5. サービス種類コードの変更について	7
6. 原案作成委託料支払事務について	8
7. 記載要領の変更について	9
8. 基準費用額（居住費）の見直しについて	11
9. 低所得者の負担限度額等について	12
10. 受給者情報異動（訂正）連絡票の変更について	14
11. 台帳関連業務について	15
12. 受給者異動連絡票情報等について	15
13. 国保中央会伝送ソフトのバージョンアップについて	15

1. 介護報酬改定の施行時期について

令和 6 年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和 6 年度介護報酬改定の施行時期については、令和 6 年度診療報酬改定が令和 6 年 6 月 1 日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - **6 月 1 日施行とするサービス**
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 通所リハビリテーション
 - **4 月 1 日施行とするサービス**
 - 上記以外のサービス
- 令和 6 年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和 6 年 6 月 1 日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和 6 年 6 月 1 日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について**事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする**改正は、令和 6 年 4 月 1 日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
 - **令和 6 年 8 月 1 日施行とする事項**
 - 基準費用額の見直し
 - **令和 7 年 8 月 1 日施行とする事項**
 - 多床室の室料負担

2. 介護予防支援費（Ⅱ）の新設について

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
<p>○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】</p> <p>イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】</p> <p> i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。</p> <p> ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。</p> <p>ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】</p>	

単位数・算定要件等	
<p><現行> 介護予防支援費 438単位 なし</p>	<p style="text-align: center;">▶</p> <p><改定後> 介護予防支援費（Ⅰ） 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費（Ⅱ） 472単位（新設） ※指定居宅介護支援事業者のみ</p>
<p>なし ▶</p>	<p>特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算（新設） ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在</p>
<p>なし ▶</p>	<p>中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算（新設） ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合</p>
<p>なし ▶</p>	<p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算（新設） ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</p>
<p>} 介護予防支援費（Ⅱ）のみ</p>	

留意事項：介護予防支援費（Ⅱ）は、指定居宅介護支援事業者のみが算定する。
居宅介護支援費と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算が算定可能。

3. 居宅介護支援費（Ⅱ）の見直しについて

3.（3）⑮ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】</p> <p>ア 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。</p> <p>イ 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。</p> <p>ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。</p>	



3.(3) ⑯ 介護支援専門員1人当たりの取扱い件数（基準）

概要

【居宅介護支援】

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】
- ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
- イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする

基準

介護支援専門員の員数

<現行>

利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

<改定後>

- ・ 利用者の数（指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）が44又はその端数を増すごとに一とする。
- ・ 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに一とする。

留意事項：居宅介護支援費（Ⅱ）は、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に算定可能。

4. ケアプランデータ連携システムの周知について

令和5年4月より、国民健康保険中央会によりケアプランデータ連携システムの運用が開始されました。

本システムを利用することで、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所が、居宅サービス計画書等をやり取りする負担が大幅に削減されるため、本システムは介護現場における生産性向上に資する強力なツールとなることから、事業所等に積極的に周知し利用勧奨をお願いいたします。(令和5年3月31日付介護保険最新情報V o 1. 1139)

また、今般、ケアプランデータ連携システム導入後の費用対効果をかんたんに診断できる「かんたんシミュレーションツール」がケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトに公開されておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

(令和6年1月30日付介護保険最新情報V o 1. 1204)

【シミュレーションツールの概要】

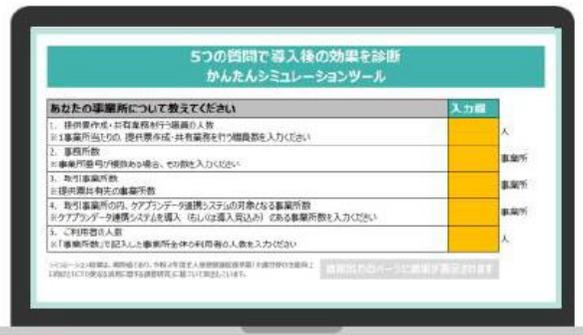


シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。

たった**5つ**の数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しているため、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値となっています。



-  **30秒で費用対効果を簡単診断**
-  **削減できる金額・時間が数値で見える化**
-  **事業所ごとの数値シミュレーションが可能**

- ・ケアプランデータ連携システムサポートサイト
(<https://www.careplan-renkei-support.jp/>)
- ・ケアプランデータ連携システムサポートサイト問い合わせフォーム
(<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>)
- ・電話番号：0120-584-708 受付時間：09:00～17:00（土日祝日は除く）

The screenshot shows the homepage of the Care Plan Data Linkage System Support Site. The header features a navigation menu with the following items: 'お知らせ一覧' (All News), '介護サービス事業所の皆様へ' (To all care service providers), 'よくあるご質問' (Frequently Asked Questions), 'インタビュー' (Interviews), 'お問い合わせ' (Contact Us), '製品ダウンロード' (Product Downloads), a search icon, and 'コンテンツ' (Contents). The main banner area has a light green background with the text 'ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。' (Transfer care plan exchanges from paper to digital). Below the text is an illustration of a white dog sitting next to a laptop displaying the system name and two stacks of paper. The footer consists of three green buttons with white text and dog icons: 'これから導入を検討したい方' (For those considering introduction), '今すぐ導入の手続きをしたい方' (For those wanting to start introduction now), and 'サポートをご希望の方' (For those seeking support). Each button includes a link to detailed information, product downloads, or contact.

ケアプラン
データ連携システム
ヘルプデスクサポートサイト

お知らせ一覧 介護サービス事業所の皆様へ よくあるご質問 インタビュー お問い合わせ 製品ダウンロード 検索 コンテンツ

ケアプランのやりとりを、
紙からデジタルへ。

これから導入を検討したい方
詳しい資料はこちら >

今すぐ導入の手続きをしたい方
製品ダウンロードはこちら >

サポートをご希望の方
お問い合わせはこちら >

5. サービス種類コードの変更について

<サービス種類コード一覧>

令和6年4月サービス～			
介護給付		予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業
11	訪問介護		A2 訪問型サービス(独自) A3 訪問型サービス(独自/定率) A4 訪問型サービス(独自/定額)
12	訪問入浴介護	62 介護予防訪問入浴介護	
13	訪問看護	63 介護予防訪問看護	
14	訪問リハビリテーション	64 介護予防訪問リハビリテーション	
15	通所介護		A6 通所型サービス(独自) A7 通所型サービス(独自/定率) A8 通所型サービス(独自/定額)
16	通所リハビリテーション	66 介護予防通所リハビリテーション	
17	福祉用具貸与	67 介護予防福祉用具貸与	
21	短期入所生活介護	24 介護予防短期入所生活介護	
22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
23	短期入所療養介護(病院等)	26 介護予防短期入所療養介護(病院等)	
2A	短期入所療養介護(介護医療院)	2B 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	
31	居宅療養管理指導	34 介護予防居宅療養管理指導	
71	夜間対応型訪問介護		
72	認知症対応型通所介護	74 介護予防認知症対応型通所介護	
73	小規模多機能型居宅介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	
68	小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
77	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		
79	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)		
33	特定施設入居者生活介護	35 介護予防特定施設入居者生活介護	
36	地域密着型特定施設入居者生活介護		
27	特定施設入居者生活介護(短期利用型)		
28	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)		
32	認知症対応型共同生活介護	37 介護予防認知症対応型共同生活介護	
38	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	
41	特定福祉用具販売	44 特定介護予防福祉用具販売	
42	住宅改修	45 介護予防住宅改修	
51	介護福祉施設サービス		
52	介護保健施設サービス		
53	介護療養施設サービス		
54	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護		
55	介護医療院サービス		
59	特定入所者介護サービス等	59 特定入所者介護サービス等	
81	市町村特別給付	81 市町村特別給付	
78	地域密着型通所介護		A9 その他の生活支援サービス(配食/定率) AA その他の生活支援サービス(配食/定額) AB その他の生活支援サービス(見守り/定率) AC その他の生活支援サービス(見守り/定額) AD その他の生活支援サービス(その他/定率) AE その他の生活支援サービス(その他/定額)
43	居宅介護支援	46 介護予防支援	AF 介護予防ケアマネジメント

【留意事項】

<介護給付>

○コード「23」

短期入所療養介護(病院等)

○コード「53」

廃止

<予防給付>

○コード「26」

介護予防短期入所療養介護(病院等)

6. 原案作成委託料支払事務について

令和6年4月に行われる国保連合会の介護保険審査支払等システムリリースにおいて、原案作成委託料支払事務に係る機能が搭載されます。
(令和5年11月29日付厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)
詳細については、別途説明する予定です。

【背景】

厚生労働省認知症施策・地域介護推進課で、地域包括支援センターの事務負担軽減を目的に全国標準の仕組みとして「国保連合会に地域包括支援センターが請求する介護報酬(予防支援費)から委託先の居宅介護支援事業者に委託費を支払うスキーム(代理受領)」をシステム化することが検討され、国保中央会にてシステム開発を行うこととされた。

- 地域包括支援センターの運営方式は2パターンあり、それぞれに対応がされます。
 - ・保険者が社福法人等に運営を委託している場合(委託型)
 - ・保険者が自ら地域包括支援センターを運営している場合(直営型)

7. 記載要領の変更について（介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（様式第七の三））

地域包括支援センターは、給付管理票及び請求明細書（介護予防支援費または総合事業ケアマネジメント費）を国保連合会へ提出するが、給付管理票の提出を必要としない介護予防ケアマネジメント費の委託料について、委託先の居宅介護支援事業所が把握できない。

そのため、介護予防ケアマネジメント費の請求の際に、「委託先の居宅介護支援事業所番号」を記入して請求するよう、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の様式第七の三の記載要領が変更されます。

令和6年4月制度改定における介護給付費請求明細書及び給付管理票の様式記載例のパターン

<注意>

記載例における各サービスコードのサービス項目コード、単位数及び単位数単価はあくまで例であり、実際のサービス項目コード、単位数及び単位数単価と異なる場合があることに留意すること。

No.	項目	例	種別 (※)	説明
1	原案作成委託料 支払関連	例1	ケ	給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原案作成委託料の請求支払を行う場合の請求明細書

※種別については以下のとおりとする

ケ・・・介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）

様式第七の三（附則第二条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(介護予防ケアマネジメント費)

記載例 1
給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原案作成委託料の請求支払を行う場合の請求明細書

公費負担者番号										令和 0 6 年 0 4 月分													
公費受給者番号										保険者番号 9 0 1 0 0 1													
被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2										請求事業者	事業所番号	9 0 0 1 1 0 0 0 1 0									
	(フリガナ)	カゴ ジョウ											事業所名称	〇〇市地域包括支援センター									
	氏名	介護 次郎											〒	9 9 9 - 1 1 1 1									
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和					2 5 年 0 5 月 0 1 日						性別	1. 男 2. 女									
	要支援状態区分等	事業対象者 要支援1・2 (継続利用の場合 要介護1・2・3・4・5)											所在地	〇〇県〇〇市△△町 11-1-1									
認定有効期間	1.平成 2.令和					0 6 年 0 4 月 0 1 日 から					連絡先	電話番号 099-111-1111											
					令和 0 7 年 0 3 月 3 1 日 まで																		
事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費単位数	公費対象単位数	摘要															
	介護予防ケアマネジメント	A F 2 1 1 1	4 3 8	1	4 3 8			9070000110															
	初回加算	A F 4 0 0 1	3 0 0	1	3 0 0																		
事業費明細欄 (任意記載欄)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数																		

事業費明細欄の 1 行目の摘要にケアプラン原案作成の委託先である居宅介護支援事業所の番号 10 桁を入力する。
住所地特例の場合は、事業費明細欄（住所地特例対象者欄）の 1 行目の摘要に入力する。

8. 基準費用額（居住費）の見直しについて

5. ⑦ 基準費用額（居住費）の見直し

概要

【施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

【基準費用額（居住費）】

	<現行>		<改定後>
多床室（特養等）	855円		915円
多床室（老健・医療院等）	377円		437円
従来型個室（特養等）	1,171円	▶	1,231円
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円		1,728円
ユニット型個室的多床室	1,668円		1,728円
ユニット型個室	2,006円		2,066円

9. 低所得者の負担限度額等について

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減の対象となる低所得者

		基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】	
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）	

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減の対象となる低所得者

		基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】	
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）	

10. 受給者情報異動（訂正）連絡票の変更について

保険者→国保連

介護保険 受給者情報異動連絡票（イメージ）

令和6年 5月 1日 （ 1 頁）

被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0												異動年月日 年号 年 月 日 令和 0 6 0 4 0 1				異動区分 (1:新規) 2:変更 3:終了																															
証記載保険者番号 1 2 3 4 5 6		被保険者氏名（カナ） カ イ コ ~ タ ロ ヲ										生年月日 年号 年 月 日 昭和 2 9 1 2 0 1		性別 男 女		住所郵便番号 1 2 3 - 4 5 6 7																															
異動事由 0 1		[資格]										資格取得年月日 年号 年 月 日 平成 1 2 0 4 0 1		資格喪失年月日 年号 年 月 日																																	
[要介護認定]												[支給限度基準額]																																			
みなし 要介護 有効期間開始年月日 有効期間終了年月日		区分 状態区分		年号 年 月 日		年号 年 月 日		公費負担 上限額減額		区分		支給限度 基準額		上原管理適用開始年月日		上原管理適用終了年月日																															
1 2 5		令和 0 6 0 4 0 1		令和 0 7 0 3 3 1		1		0 0 0 0 0		令和 0 6 0 4 0 1		令和 0 7 0 3 3 1		(旧短期入所)																																	
[居室サービス計画届出]												[利用者負担減免・旧措置入所者]																																			
計画作成区分		居室介護 支援事業所番号		適用開始年月日		適用終了年月日		減免 利用者 給付率		適用開始年月日		適用終了年月日		中区分 負担区分		年号 年 月 日		年号 年 月 日																													
1		1 2 3 4 5 0 0 0 X X		令和 0 6 0 4 0 1		令和 0 7 0 3 3 1				年号 年 月 日		年号 年 月 日				年号 年 月 日		年号 年 月 日																													
[標準負担・特定標準負担]												[償還払化]												[給付上の措置]																							
標準負担区分		負担額		適用開始年月日		適用終了年月日		償還払化開始年月日		償還払化終了年月日		給付率引下げ開始年月日		給付率引下げ終了年月日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日																									
				年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日																									
[特定入所者介護サービス]												[老人保健受給者]												[社会福祉法人軽減情報]												[二次予防事業]											
認定申請 中区分		サービス 区分		特別減額 措置対象		食費負担限度額		施設		短期		ユニット型個室		ユニット型個室の多床室		従来型個室(特)		従来型個室(老・療)		多床室		未使用1		未使用2		適用開始年月日		適用終了年月日		年号 年 月 日		年号 年 月 日															
広域(政令市) 保険者番号		老人保健 市町村番号		老人保健 受給者番号		軽減率		軽減率適用開始年月日		軽減率適用終了年月日		小規模住宅 サービス利用		事業 区分		有効期間開始年月日		有効期間終了年月日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日																	
								年号 年 月 日		年号 年 月 日				年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日																	
[申請情報]												[国民健康保険資格]												[後期高齢者医療資格]																							
申請 種類		変更申請中 区分		申請年月日		年号 年 月 日		被保険者証番号 (国保)		被保険者番号 (国保)		宛番号		保険者番号 (後期)		被保険者番号 (後期)		3 9 1 2 3 4 X X		1 2 3 4 5 6 7 8																											
[住所地特例]												[二割負担]												[三割負担]																							
対象者 区分		施設所在 保険者番号		適用開始年月日		適用終了年月日		適用開始年月日		適用終了年月日		適用開始年月日		適用終了年月日		適用開始年月日		適用終了年月日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日		年号 年 月 日																	
2		1 2 3 4 X X		令和 0 6 0 4 0 1								令和 0 6 0 4 0 1		令和 0 7 0 3 3 1																																	

5311

居住費負担限度額						
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室(特)	従来型個室(老・医)	多床室	未使用1	未使用2

変更前：従来型個室（老・療）

変更後：従来型個室（老・医）

1 1. 台帳関連業務について

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの情報に異動が発生した場合、サービス提供月の月末までに国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」【5H1】を国保連合会に提出します。

また、事業所異動連絡票情報については、県を經由し本会へ送付されますので期日までに確実に県へ連携していただきますようお願いいたします。

1 2. 受給者異動連絡票情報について

- 居住費の基準費用額・負担限度額の見直し等が行われます。(令和6年8月～)
- 介護老人保健施設と介護医療院の多床室の居住費が変わります。(令和7年8月～)

これらに伴い、受給者の情報に異動が発生した場合、異動が発生した月の翌月3日までに国保連合会へ受給者異動連絡票情報【531】を提出してください。

1 3. 国保中央会伝送ソフトのバージョンアップについて

令和6年度制度改正に伴い、国保中央会伝送ソフト（都道府県・市町村版）のバージョンアップが予定されています。

【配布方法】

プログラム更新機能による都道府県・保険者受付サーバからのダウンロード配布となります。(予定)

また、国保中央会伝送ソフト（都道府県・市町村版）ホームページにも併せて掲載し、同ホームページからのダウンロードによる入手も可能となります。詳細については、令和6年4月にご案内いたします。